特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市長

公表日

令和6年4月30日

[平成31年1月 様式2]

①事務の名称	I 関連情報	
予防接種法 昭和23年法律第68号) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等のまさ行う。また、当該予防接種に起因する維務に関する結付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の裏施に関する事務 ②を開放している。 ②字教の概要 ②事務の概要 ②事務の要素に関する事務 ②事に関する法律(平成25年法律第277年のように対している。を表での事は関する法律での事とを表で、では、第2のように対している。を表で表で、の事とは、第2のように関する法律第27年ののの。では、第3のので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3ののので、第3のので、第3のので、第3のので、第3のので、第3のので、第3ので、第3	17 37 - 117 127	
号)に基づき、予防接種を実施すると共に、接種事務に係る履歴の管理及び報告、実費徴収等の意を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報アイルを使用する事務 ②予防接種の更極の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ⑤新型コンプルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務 ⑤新型コンナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・プウチン接種記録システム(PSD、予防接種等対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請、現行の窓口や郵送による文書での申請、サービス検索・申請機能による申請)に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務 ②システムの名称 健康管理システム(予防接種) 中間サーバ ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電請機能 3システムの名称 健康管理システム(予防接種) 中間サーバ ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電請機能 ファイル 3. 個人番号の利用 「改手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイ) 染症対策に係る予防接種事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の表第一の中手機と明確が表別の可以で、第一の1の項、第3302項で、「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する」」実施する 」と選択肢シーに表記する	①事務の名称	予防接種に関する事務
3. 個人情報ファイル名 予防接種ファイル 3. 個人番号の利用 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27年以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイ)染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第一の10の項、第93の2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	②事務の概要	 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③健康被害救済の給付の支給に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請(現行の窓口や郵送による文書での申請、サービス検索・電
予防接種ファイル 3. 個人番号の利用 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27-以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイル		
3. 個人番号の利用 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27年以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイル以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイル等・一の10の項、第93の2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省会める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する] <a <="" href="mailto:citeta" td=""><td>2. 特定個人情報ファイ</td><td>イル名</td>	2. 特定個人情報ファイ	イル名
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27-以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイル 決症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第一の10の項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 	予防接種ファイル	
以下「番号法」という)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイル 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、 第一の10の項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 【実施する 】 「実施する 】 「実施しない 3)未定	3. 個人番号の利用	
(1)実施の有無 (選択肢> (1)実施する (2) 実施しない (3) 未定	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定
①実施の有無[実施する]1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携
	①実施の有無	[実施する] 1)実施する 2)実施しない
②法令上の根拠【情報照会】16-2、17、18、19、115の2項【情報提供】16-2、16-3、115の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	②法令上の根拠	【情報提供】16-2、16-3、115の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康こども未来部 健康課

課長

6. 他の評価実施機関

②所属長の役職名

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評	価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関(こついては、それぞれ重	点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細な	が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱	小の委託		[]委託しない	<u> </u>	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム	」を通じた提供を除く。) [○]提供・移転	しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接続しない(入手) []接続しない	(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 監査						
実施の有無	[〕自己点検	[0]] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	8発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更簡					
全和1年6月28日	項目 IV リスク対策	変更前の記載記載なし	変更後の記載 リスク対策項目の記入	提出時期事後	提出時期に係る説明
	I -5	健康福祉部 健康課・健康課長 長瀬 信子	健康福祉部 健康課・健康課長 原 咲子	事後	
令和3年3月10日	I-1 2	予防接種法(明和23年法律第68号、以下「法」という。に基づき、人類疾病及び日類疾病のうち、必有で変めるのについて、和月間便はする者に「対し期日又は期間を発して予防接種を行う。とした。接種等等の報告、美質破坏の事務を行う。また、当該予防接種と起切する健康の事務を行う。また、当該予防接種と起切する健康の事務を持ち、一般では、新聞の事務を表現した。と使用する。本者は、無なが、事務を指し、事務を表現しません。と使用する。本者は、無なが、事務と等、を表現しません。	予防接種法(倒和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律 第31号)に基づ、予防接種を禁事をと共に、 接種事務に係る限歴の管理型以特徴を、実實報 収容の事務を予ちと大生、協等予防機能に起図する健康被害に対する結合を行う。 一特定個人精度の実施に関する事務 ②予防接種の要加に関する事務 3.2 他表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		
令和3年3月10日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	の審号の利用等に関する法律(平成25年法律) 第27号、以下審号法(という) 第9条第1項 別 業第一の100項、第983項の2 行歌手機における特定の個人を振列するため の審号の利用等に関する法律別表帯一の主務 省令で変める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2		
令和3年3月10日	I -4-(2)	番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19の 項	等号法第19条第7号及び別表第二 信頼報度会17,8,19,11502項 信頼報度出11502項。行政手続における特定 の個人を提別するための書句の利用等に関す る法律別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(収援20年内閣府・総務省令 第7号)第13条、第13条の2		
令和3年3月10日	I -5(2)	健康課長 原 咲子	課長 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町		
令和3年3月10日 令和3年3月10日	I -7	総務部 行政課 総務部 行政課	一丁目66番地0587-38-5804 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町		
令和3年6月7日	-	を対応 行政課 ・ 対応 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一丁目の整地の897-39-5904 プリアンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・	事後	
令和3年6月7日	I -2(3)	健康管理システム(予防接種)・中間サーバ	健康管理システム(予防接種)・中間サーバ・ワ クチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年8月7日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関う上述(半成定5年法律 第27号、以下1番号法(上で))第28号、項 第7号、以下1番号法(上で)第28号、項 行政手続における特定の個人を観別するため の番号の利用等に対ける特定の個人を観別するため 省令で定める事務と定める命令(平成26年内閣 所、総務省令第5号)第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を推別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27年)、以下着导点という別今後別項、第 第27年)、以下着导点という別今級別項、第 19条第3円(委託死への提供)、同上第15号 第211年ケライルの基金位別第125年の計算 情報提供・開金のか、別書第一の100項、第 1920年 行政手続における特定の個人を推別するため の署の利用等加する法律別案を一の主務 名令で定める事務を定める命令「平成26年内間 別、投資者のから別、の表	事後	
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	-番号法第19条第7号及び別表第二	-番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年8月18日	1-1②	予防接種法(昭和22年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別情置法(平成3年年法律 第31年第25年 7年	予防接租法(総和23年法律第68号)及5新型人 プルエン学等技特別措施。 第31号に基づき、予防接租を実施すると共に 第31号に基づき、予防接租を実施でると共に の場の事務を行う。また、動話予防接租に起回 の情報と解析を表現して、事務の内容 うる種種業部に対して、事務の内容 うる種種業部に対して、事務の内容 うる種種業部に関する事務 の管理、関する事務 の事態の管理、に関する事務 の事態との管理、に関する事務 の事態と関する事務 の新型インルルエン学等対策特別措置法に基 (本質の管理、に関する事務 (新型コロサウイルル医染在対策に係る予防接 理事務 ・ワクテン接租の解決の子が、(VRS)へ予防接租 別象者及び発行した接種等の登録に関する事務 第一、作所採租の実施は「接種の登録に関する事務 第一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	事後	
令和3年9月30日	1-1②	予防接種法(第和22年法律第88号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律 第31号)にようセ、予防接種を美閣すると対に、 第31号)にようセ、予防接種を美閣すると対に、 可等の事業を行う。また、競争が対理しま起図 する健康被害に対する結合を行う。 一分防接種の実施に関する事務 2.3位業を需要を対したが、 2.3位業を需要がありために対して、 2.3位業を需要がありために対して、 3.3位業を需要がありために対して、 5.4位業を重要がありために対して、 6.4位業を重要がありために対して、 6.4位業を重要がありために対して、 6.4位業を重要がありために対して、 6.4位業を対したが、 6.4位業を対したが、 6.4位業を対したが、 6.4位まで、 6.4位を	予防接種法(明和23年法律第68号)及び新型インフルエンゲ等対策特別信置法(平成24年法律第18号)に基づき、予防接種法等のと対に、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては	事前	
令和3年9月30日	I -13)	健康管理システム(予防接種)・中間サーバ・ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(予防接種) 中間サーバ ワ クチン接種記録システム(VRS) サービス検索・ 電子申請機能	事前	
令和3年12月28日	1-3	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 の場合を対する。 をは、19年間では、1	行政手続における特定の個人を維別するため の番号の利用等に関する法律(等成25年法律 第16条第6号で、18年間を発生を対して、18年間を 第16条第6号で、18年間を 第20日からルステムを発生が実にを新り得る 第20日からルステムを開いた。 第3002項 新のの場合、別募第一のの現項 第 33002項 新における特定の展した影響するため の表表のの場合を 第18年間を 第18年 第18年間を 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年	事前	
令和6年4月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 健康課	健康こども未来部 健康課	事後	組織・機構の見直しのため